

よくあるご質問

定額減税について

- Q1 定額減税はどのような目的で行われるのですか。
- Q2 定額減税の対象はどのような人が対象ですか。
- Q3 定額減税の対象にならないのはどのような人ですか。
- Q4 令和6年2月に子供が生まれましたが、定額減税の加算対象となりますか。
- Q5 なぜ扶養親族である国外居住親族が定額減税の加算対象にならないのですか。
- Q6 扶養している控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の定額減税はどのようになりますか。
- Q7 なぜ、扶養している控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の定額減税は令和7年度に実施されるのですか。
- Q8 令和6年の4月に青森市に転入してきました。定額減税はどうなりますか。
- Q9 私は自営業をしております、配偶者や親族（子や親）を専従者としていますが、定額減税の扶養加算対象に含まれますか。
- Q10 定額減税額を確認したいのですが、何を確認すればわかりますか。
- Q11 定額減税額が税額から引ききれなかった場合はどうなりますか。
- Q12 会社の給与事務担当者です。令和6年度の特別徴収について、給与から差し引く金額が6月分が0円のかたとそうでないかたが混在する可能性がありますか。
- Q13 会社の給与事務担当者です。5,000円で6月分のみ差し引く従業員と5,000円で7月分のみを差し引く従業員がいます。両者の違いは何でしょうか。
- Q14 会社の給与事務担当者です。特別徴収義務者において個人住民税の定額減税額の引ききれなかった額、残額を管理する必要はありますか。
- Q15 会社の給与事務担当者です。所得税と同様に個人住民税の定額減税についても、会社で計算する必要はありますか。
- Q16 所得税の定額減税、源泉徴収事務、年末調整について教えてください。

定額減税補足給付金（調整給付金）について

- Q17 調整給付とはなんですか。
- Q18 自分が調整給付の対象となるか教えてください。
- Q19 調整給付で受け取れる金額はいくらですか。
- Q20 給付金を受け取るには手続きが必要ですか。
- Q21 給付金はどのように支給されますか。

定額減税について

Q1

定額減税はどのような目的で行われるのですか。

A1

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施することとされました。

具体的には、「納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税（市民税・県民税）1万円の減税を行う」とこととされました。

これを踏まえ、市民税・県民税においては、令和6年度限り（一部令和7年度）の措置として「定額減税」の仕組みを設け、市民税・県民税の所得割額から控除することとされました。

Q2

定額減税の対象はどのような人が対象ですか。

A2

令和6年度（令和5年分）の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者が対象です。

※1 令和6年度の個人市民税・県民税が非課税の場合は対象となりません。

※2 令和6年度の個人市民税・県民税が均等割及び森林環境税のみ課税される場合は対象となりません。

Q3

定額減税の対象にならないのはどのような人ですか。

A3

《本人の場合》

- ・ 令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超えるかた（給与収入のみのかたの場合は給与収入2,000万円を超える納税者
- ・ 定額減税を含めずに計算した税額が均等割のみのかた

《本人以外の場合》

国外に居住している控除対象配偶者、扶養親族

控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（令和7年度実施対象のため、令和6年度実施対象外）

- ※ 「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」とは、市民税・県民税の納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ合計所得金額が48万円以下の同一生計配偶者をいいます。

Q4

令和6年2月に子供が生まれましたが、定額減税の加算対象となりますか。

A4

加算対象にはなりません。

定額減税額は令和6年度個人市民税・県民税の扶養親族数を元に加算額を算定します。令和6年度の扶養親族は令和5年12月31日時点の生活状況で判定するため、令和6年2月に生まれた子供の場合は令和6年度個人市民税・県民税の扶養親族とならないため加算対象とはなりません。

Q5

なぜ扶養親族である国外居住親族が定額減税の加算対象にならないのですか。

A5

今回の定額減税は、「国内における」デフレ脱却のための一時的な措置であるため、その対象者についても、国内に住所を有する者に限定することとされています。

Q6

扶養している控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の定額減税はどのようになりますか。

A6

「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税は、令和7年度の市民税・県民税で行われます。

Q7

なぜ、扶養している控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の定額減税は令和7年度に実施されるのですか。

A7

令和5年末時点の「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」の情報は、令和5年分の給与支払報告書等には記載がなく、納税義務者の申告がない限り捕捉できないため、令和6年度分の個人住民税において全ての対象者を把握し定額減税を行うことは、実務上、困難です。そのため、令和6年分の源泉徴収票・給与支払報告書等には当該情報を記載することとし、この情報等を活用することで、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る個人住民税の減税は、令和7年度分の個人住民税から定額減税を行うこととされました。

Q8

令和6年の4月に青森市に転入してきました。定額減税はどうなりますか。

A8

定額減税が適用される令和6年度の個人市民税・県民税は、原則として令和6年1月1日に住所のある自治体で課税されますので、令和6年1月1日の住所地自治体にお問合わせください。

Q9

私は自営業をしており、配偶者や親族（子や親）を専従者としていますが、定額減税の扶養加算対象に含まれますか。

A9

定額減税の扶養加算対象に含まれません。

青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人または白色申告者の事業専従者である人は、控除対象配偶者や扶養親族とはならないためです。

※「専従者」とは、事業主の元で働いている家族従業員のことを指します。

Q10

定額減税額を確認したいのですが、何を確認すればわかりますか。

A10

定額減税額は、市から送付された市民税・県民税・森林環境税の各種通知書において確認することができます。

- ① 普通徴収または公的年金からの特別徴収の場合（令和6年6月中旬に個人あてに送付）
「令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 税額決定納税通知書」の⑤ページ「令和6年度市民税・県民税・森林環境税算出内容」をご覧ください、「定額減税額」をご確認ください。
- ② 給与からの特別徴収の場合（令和6年5月中旬にお勤め先から配付）
「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」の「(適用)」欄をご覧ください、「定額減税額」をご確認ください。

Q11

定額減税額が税額から引ききれなかった場合はどうなりますか。

A11

定額減税額が引ききれなかった場合は、調整給付が行われます。

※ 調整給付についてはQ17以降をご覧ください。

Q12

会社の給与事務担当者です。令和6年度の特別徴収について、給与から差し引く金額が6月分が0円のかたと、そうでないかたが混在する可能性がありますか。

A12

混在する場合があります。

定額減税が適用されるかたは6月分が0円、適用されないかたは6月分が通常どおり課税されるというパターンが発生する場合があります。

Q13

会社の給与事務担当者です。5,000円で6月分のみ差し引く従業員と5,000円で7月分のみを差し引く従業員がいます。両者の違いは何でしょうか。

A13

差し引く金額が5,000円以下のかたの場合、従来と同様に最初の納入月に1回で納めていただきます。他方、定額減税が適用されたことで所得割が0円となり、均等割の5,000円のみとなったかたの場合は、6月分の差し引く金額が0円となり、7月分で5,000円を差し引きます。

【例】

① 7月に差し引く場合

定額減税前の税額 15,000円（均等割5,000円＋所得割10,000円）、定額減税額 10,000円

→定額減税後 税額5,000円

→特別徴収税額 6月0円 7月5,000円

② 6月に差し引く場合

定額減税前の税額 5,000円（均等割のみ） 定額減税額 0円（均等割のみのため定額減税対象外）

→定額減税後 税額5,000円

→特別徴収税額 6月5,000円

このように年税額が5,000円の場合は二つの差し引くパターンが生じますが、通知した特別徴収税額通知書の金額のとおり差し引いてください。

Q14

会社の給与事務担当者です。特別徴収義務者において個人住民税の定額減税額の引ききれなかった額、残額を管理する必要はありますか。

A14

市から通知された金額は、既に定額減税額を控除した金額となりますので、特別徴収義務者が残額等を管理する必要はありません。

Q15

会社の給与事務担当者です。所得税と同様に個人住民税の定額減税についても、会社で計算する必要はありますか。

A15

市から通知された金額は、既に定額減税額を控除した金額となりますので、会社側で改めて計算する必要はありません。特別徴収税額通知書のとおり差し引いてください。

Q16

所得税の定額減税、源泉徴収事務、年末調整について教えてください。

A16

所得税は国税であり、市では事務を取り扱っておりませんので回答できかねます。制度の詳細は国税庁ウェブサイトをご確認いただくか、青森税務署へお問合せください。

【国税庁 定額減税特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

定額減税補足給付金（調整給付金）について

Q17

調整給付とはなんですか。

A17

調整給付とは、定額減税の対象となるものの、減税額が納税額を上回るため減税しきれなかった場合に支給されるものです。

具体的には、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く。）に基づき算定した定額減税額が、令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）または令和6年度分個人市民税・県民税所得割額を上回るかたに対し、上回った額の合計を1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

Q18

自分が調整給付の対象となるか教えてください。

A18

定額減税の対象者で、定額減税額が令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）または令和6年度分個人市民税・県民税所得割額を上回る（定額減税しきれない）かたが対象です。

調整給付の対象となるかたには、令和6年7月11日付けで支給に関するご案内を送付しております。

Q19

調整給付で受け取れる金額はいくらですか。

A19

定額減税額が、令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）を上回った金額と、令和6年度分個人市民税・県民税所得割額を上回った金額を合計し、1万円単位で切り上げた金額を支給します。ご自身が受け取ることができる金額については、令和6年7月11日付けで支給に関するご案内を送付しておりますので、そちらをご覧ください。

【計算式】**(1) 定額減税額**

所得税分

定額減税額3万円 × (本人+同一生計配偶者+扶養親族) = ①所得税分定額減税額

個人市民税・県民税分

定額減税額1万円 × (本人+控除対象配偶者+扶養親族) = ②市民税・県民税分
定額減税額

(2) 定額減税しきれない額

所得税分

(1) の① - 令和6年分推計所得税額 = ③定額減税しきれない額 (所得税分)

個人市民税・県民税分

(1) の② - 令和6年度個人市民税・県民税所得割額 = ④定額減税しきれない額
(個人市民税・県民税分)

(3) 支給額

(2) の③ + (2) の④ = 支給額 (1万円単位に切り上げた額)

Q20

調整給付金を受け取るには手続きが必要ですか。

A20

調整給付金の受取りには、必ず申請書類の提出が必要です。

給付金の対象となるかたには、令和6年7月11日付けで支給に関するご案内を送付しております。申請書類等の記載内容をご確認の上、必要事項を記入し、本人確認書類と一緒に返信用封筒によりご提出ください。

※本給付金の受付は、令和6年10月31日（木曜日）をもって終了しました。

Q21

給付金はどのように支給されますか。

A21

申請時に指定いただいた申請者ご本人様名義の口座に振込みます。

※※ 国（内閣官房、内閣府、総務省、国税庁、税務署など）や青森県及び青森市が電話やメールなどで銀行の口座情報を聞き出したり、ATMの操作をお願いすることは一切ありません。電話があった場合は、絶対に銀行口座の情報を伝えないでください。また、メールやショートメッセージが届いた場合は、絶対に個人情報を入力しないでください。

給付金をかたった詐欺に注意！！

定額減税や給付金の支給をかたった電話、メールやショートメッセージにご注意ください！！

◆今回の給付金や定額減税について、国（内閣官房、内閣府、総務省、国税庁、税務署など）や青森県及び青森市が電話やメールなどで銀行の口座情報を聞き出したり、ATMの操作をお願いすることは一切ありません。

◆電話があった場合、絶対に銀行口座の情報を伝えないでください。

◆メールやショートメッセージが届いた場合、絶対に個人情報を入力しないでください。

不審な電話やメールがあった場合は、警察相談専用電話（「#9110」番）にお電話いただくか、お近くの警察署にお問い合わせください。